
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第83号》 2023年3月1日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

■ -- 目 次 -- ■ -----

- 【1】【新制度】税制改正に伴う先端設備等導入計画の認定について（市）
- 【2】インボイス制度・電子帳簿保存法説明会（岸和田商工会議所）
- 【3】令和5年4月1日から「中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上」に引き上げられます。（国）
- 【4】補助金：「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（国）
申請期限：14次締切 令和5年4月19日（水）17時（国）
- 【5】助成金：雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）（国）
助成対象：令和5年3月31日まで（国）
- 【6】「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」ができました（府）

■ -- 各 情 報 -- ■ -----

- 【1】 -----

【新制度】税制改正に伴う先端設備等導入計画の認定について

令和5年度の税制改正に伴い、現行の制度が廃止され、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間に認定を受け取得した対象設備に対して、固定資産税の特例措置が適用される制度が開始される予定です。そのため、令和5年4月1日以降に取得される設備については、新たな先端設備等導入計画の認定が必要です。

詳細につきましては、国からの通知等確認でき次第お知らせしますが、現時点で確認できている変更点は以下の通りです。

1. 課税標準が「当初3年間ゼロ」から「当初3年間は2分の1」に変更

※先端設備等導入計画に「賃上げ表明」を記載し、従業員が賃上げ表明を受けたことが確認できる場合は、課税標準が「課税標準が5年間又は4年間3分の1」に軽減

※認定を受ける年度により異なります。

2. 年平均の投資利益率5%以上を達成する計画が必要

3. 先端設備の生産性向上要件の撤廃により、工業会証明書の提出が不要

4. 対象設備について構築物、事業用家屋は対象外

※償却資産の固定資産税について「当初3年間ゼロ」が適用されるのは、令和5年3月31日までに取得された設備に限りますので、ご注意ください。

※詳細及び様式等については、国からの通知が届き次第更新していきます。

【2】 -----

インボイス制度・電子帳簿保存法説明会（岸和田商工会議所）

2023年10月から消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

制度導入後は、インボイス（一定の事項が記載された請求書）の保存が、消費税

の仕入税額控除を受ける際の条件となり、経理業務に大きな影響を与えることが予想されます。

また、電子データでインボイスを保存する際には、電子帳簿保存法への対応も求められます。

今回のセミナーでは、インボイス制度と電子帳簿保存法のポイントについて、わかりやすく説明いたします。

日時 令和5年3月24日（金）午後2時から午後4時

場所 岸和田商工会議所 2階集会室

定員 ①会場での受講（定員40名）

②Zoomで受講（定員30名）

申込方法

○WEBによる申し込み

下記のURLからお申し込みください。

<https://forms.gle/PoXRm8a5SA2DhNnS6>

○FAXによる申し込み

チラシ裏面の参加申込書をご記入の上、送信してください。

FAX：072-436-3030（岸和田商工会議所）

※番号のお間違いにご注意ください。

【3】-----

令和5年4月1日から「中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上」に引き上げられます。（国）

令和5年4月1日から、1か月に60時間を超えて時間外労働をさせた場合は、その超えた部分の労働については、50%以上の割増賃金を支払わなければなりません（労働基準法第37条第1項ただし書きが適用されます。）。

また、就業規則の変更が必要になる場合もあります。

概要は以下のリーレットをご覧ください。

2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金が引き上げられます(PDF、633KB)

<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/content/contents/001215013.pdf>

※割増賃金の計算については、以下のリーレットをご覧ください。

割増賃金の基礎となる賃金とは？(PDF、497KB)

<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/content/contents/001215015.pdf>

【4】-----

補助金：「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

申請期限：14次締切 令和5年4月19日(水)17時(国)

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

申請方法ほか詳細情報は、リンク先のページをご確認ください。

<https://ccjb.f.msgs.jp/us/c2/08hXr?t1=2cou&t2=3tKXmyc52x8&t3=8B016>

【5】-----

助成金：雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金)

助成対象：令和5年3月31日まで(国)

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用保険被保険者とはならない労

働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、本助成金は令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了します。

申請期限：令和5年5月31日まで※（必着）

※末日締め以外の事業所の場合で、令和5年3月31日を末日とする1か月未満の判定基礎期間と、その直前の判定基礎期間を通算して申請する場合に限り、通算した判定基礎期間の初日の2か月後の日から2か月以内が申請期間となり、令和5年6月中に申請期限が来る場合があります。

申請方法ほか詳細情報は、リンク先のページをご確認ください。

<https://ccjb.f.msgs.jp/us/c2/08hXm?t1=2cou&t2=3tKXmyc52x8&t3=8B01y>

【6】-----

「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」ができました（府）

大阪府の「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」ができました。

令和4年4月から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が全事業主の義務となりました。

大阪府は、職場のハラスメントについて、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに分けて、それぞれの基本的な考え方、事業主として必要な予防策と対応等についてまとめたハンドブックを作成しました。

いきいきと働くことのできる快適な職場環境の確保、良好な労使関係の構築のため、ぜひご活用ください。

職場のハラスメント防止・対応ハンドブック（大阪府）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/hara-sassi/index.html>

ハラスメントについて、詳しくはこちらをご覧ください。

↓

ハラスメント防止措置について（大阪労働局）

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka->

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/_122470.html

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel : 072-423-9485 (事業者支援担当直通)

Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。